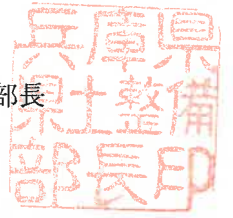


技 企 第 1 2 3 6 号
令 和 2 年 1 2 月 1 4 日

一般社団法人 兵庫県建設業協会 様

兵庫県県土整備部長



工事中事故の防止対策の徹底について

平素から公共工事の円滑な推進についてご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。
さて、本年9月21日、加東土木事務所管内の砂防堰堤工事において、バックホウのバケツから作業員が転落し、死亡する事故が発生しました。
また、12月7日には、豊岡土木事務所管内の集水井工事において、ボーリングマシンの引き下ろし作業中に、作業員が転落し、死亡する事故が発生しました。
本2件の死亡事故を含め、墜落・転落による重大事故が相次いで発生しています。ついては、下記事項に留意の上、事故防止に万全を期するようお願いいたします。
また、貴団体傘下建設企業等に対して周知をお願いいたします。

記

1. 関係法令の遵守

労働安全衛生法をはじめとする関係法令および兵庫県土木工事共通仕様書 1-1-1-26 工事中の安全確保等を遵守し、工事中の安全確保に努めるとともに、作業員の労働災害防止、安全対策を徹底すること。

2. 安全教育の徹底

事前に工事現場の下見を行い、現場付近の状況を把握した上で、安全上の問題点がないかどうかを確認するとともに、作業開始前には作業員全員を集めたミーティングを実施し、現場の安全対策を確認、徹底させること。

3. 第三者への事故防止対策の徹底

地元住民、通行者、通行車両等の第三者への事故防止対策として、現場周辺への規制資機材（カラーコーン、看板、標識類等）の適切な配置によって、現場や規制箇所を明確化するとともに、必要に応じて交通誘導員を配置すること。

4. 高所作業における転落、落下物の防止

ヘルメットを着用するとともに、高所作業（高さが2m以上）では、作業床や手摺りの設置、親綱や墜落制止用器具の使用、また、工具等については、必ず紐等で体に連結させ、万が一の場合でも下方に落下させないようにすること。

5. 安全点検の実施

別添「労働災害点検・対策の実施に係る周知啓発用パンフレット」にあるチェックリスト等を活用し、再度安全を確認すること。